# 岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の 特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例の概要

## 目的 (第1条)

- ・手話が言語であるとの認識に立って、手話言語を普及し、また、 聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段 の利用促進に関する基本理念を定めること
- ・県の責務、県民等及び事業者の役割を明らかにすること
- ・県の施策を推進するための基本的な事項を定めること

## 定義(第2条)

手話・点字等

手話、要約筆記、手書き文字、触 手話、指点字、筆談、補聴器具の 使用、点字、音訳、代読、代筆、 平易な言葉、実物又は絵図の提 示、重度障害者用意思伝達装置の 使用 その他の意思疎通手段

# 基本理念 (第3条)

障害のある人が基本的人権を享有する個人として重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を 保障される権利を尊重すること。

- ・手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を 営む上で受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。
- ・社会的障壁の除去の実施は、必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、意思疎通手段についての 選択機会の確保、情報の取得又は利用のための手段についての選択機会の拡大が図られること。

# それぞれの役割

# 県の責務 (第4条)

- ・県は、手話言語の普及及び障害の特性に 応じた意思疎通手段の利用促進に関する 総合的な施策を策定し、実施すること。
- ・県は、県民の理解を深めるよう必要な 施策を講ずること。
- ・県は、市町村その他の関係機関と連携 を図るよう努めること。

# 県民等の役割 (第5条)

- ・県民は、県の施策に協力するとともに、手話・点字等に対する理解を深めるよう努める。
- ・障害のある人は、県の施策に協力するとともに、 県民の理解の促進及びその普及に努める。
- ・手話通訳者・点訳奉仕員等は、県の施策に協力するとともに、手話・点字等の技術の向上、支援、 普及に努める。

# 事業者の役割 (第6条)

・事業者は、事業活動を行うに当たっては、県の施策に協力するよう努める。

## 県の施策を推進するための基本的な事項

#### 〇施策の策定及び推進 (第7条)

- ・都道府県障害者計画に基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。
- ・障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等と連携して、施策を推進するための体制を整備する。
- ・基本的施策を定めるときは、障害者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

#### 〇主な施策

#### 啓発及び手話を学ぶ機会の確保 (第8条)

- ・県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進について県民が理解を 深めるよう啓発に努める。
- ・県は、県民が手話を学ぶ機会の確保及び県職員の手話に対する理解推進に努める。

#### 情報の発信等 (第9条)

- ・県は、県政情報の発信、派遣・相談拠点の支援及び災害時の市町村等との連携に努める。
- ・県政情報の発信は、インターネットの利用及び情報通信技術の活用に配慮する。

## 人材の確保、養成等 (第10条)

- ・県は、手話通訳者・点訳奉仕員等及びその指導者の確保、養成及び技術の向上を図る。
- ・県は、手話通訳者等の派遣体制の確保に努める。

#### 学校における手話・点字等の利用促進 (第11条)

- ・学校設置者は、障害のある児童生徒等が手話・点字等を用いて学習できる環境の整備、教職員の知識・技能の向上に努める。学校設置者は、障害のある児童生徒等及び保護者等への手話・ 点字等に関する学習機会の提供や相談等に努める。
- ・県は、学校教育において、基本理念及び手話・点字等に対する理解を深めることに努める。

## 調査研究 (第12条)

## 〇財政上の措置 (第13条)